



# 子育て世帯を応援します！



## 西予市多子世帯リフォーム等支援事業

概要	経済的理由で出産を諦めることがないよう、多子世帯におけるリフォームや引越しに要する経費の一部を助成し、子どもを持ちたい夫婦を支援する。
対象世帯	令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間に出生した子どもを養育している世帯であって、出生した時点において、出生児に18歳未満の兄又は姉のいる多子世帯 ※令和8年4月1日以降出生の世帯は対象外です。
対象経費	対象期間内に支払いが完了したリフォーム及び引越しに要する経費
対象期間	母子健康手帳交付日から1歳に達する日の前日まで
補助限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象世帯児童が2人の場合 20万円</li> <li>対象世帯児童が3人以上の場合 30万円</li> <li>※対象世帯児童とは世帯に属する18歳未満の児童をいう</li> </ul> <p>※前年度に補助金を受給した世帯は、補助限度額から前年度に受給した補助金を差し引いて得た金額を限度とする</p>

### 【補助対象経費】

対象区分	分類	経費の内容
リフォーム	増改築工事	間取りの変更等
	バリアフリー改修工事	段差の解消、手すりの設置、浴室等の拡張
	生活関連設備改修工事	キッチン、トイレ、洗面所、浴室等の設置や改修

### 【対象例】

○防犯カメラ・エアコン整備・食洗器・ストックハウス・自転車置き場の整備など  
→ リフォーム業者等に、購入から設置工事まで一括して依頼したものであれば対象（個人での購入は対象外）

○クロス張替

→ クロスの張替のみの簡易な改修は対象外だが、対象工事を行う場合に、対象経費に含めることは可能

※リフォーム事業を営む業者等は、市内に本店又は支店等の事業所を有するものに限る。

引越し (市内住所への転居)	引越業者によるもの	転居前の住居等から、現に居住する住宅への引越しに係る経費
	運送業者によるもの	転居前の住居等から、現に居住する住宅への荷物等の配送に係る経費
リフォーム・引越 し共通	その他	子育てしやすい環境づくりに適当であると認められるもの

【提出書類】

- (1) 補助対象経費に係る領収書(経費の内容、領収日等の記載があるものに限る。)
- (2) リフォーム費用の場合にあつては、次に掲げる書類
  - ア リフォームに係る契約書の写し
  - イ 補助対象工事部分を写した修繕前、修繕後のカラー写真
- (3) 母子健康手帳
- (4) 振込口座が確認できる申請者名義の預金通帳の写し
- (5) その他市長が必要とみとめるもの

【申請期限】

令和9年2月26日（金）

※期限までに申請ができない場合はご相談ください



【問合せ先】

西予市福祉事務所子育て支援課 給付支援係 0894-62-6551